

加古川市教育振興基本計画検討委員会傍聴要領の一部改正（新旧対照表）

現行	改正後（案）
（傍聴の手続） 第3条 会議の傍聴希望者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、<u>傍聴希望者受付簿に必要事項を記入しなければならない。</u>	（傍聴の手続） 第3条 会議の傍聴希望者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、<u>職員に申し出なければならない。</u>